

56. 03

位置商標における識別力の考え方について

位置商標に関する商第3条第1項各号の判断においては、商標を構成する標章が「図形」や「立体的形状」等のいずれであるのかに加え、標章を付する位置（商標の使用態様）も考慮する。具体的には、以下のとおり取り扱う。

1. 標章が立体的形状のみからなる場合

位置商標を構成する標章が立体的形状のみであって、指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合には、商第3条第1項第3号に該当する。¹

2. 標章が図形のみからなる場合

位置商標を構成する標章が図形のみからなる場合には、まず当該図形のみをとらえたときに明らかに識別力を有しないものかどうかを判断し、そうではない場合には、商標の使用態様（商品等における標章を付する位置）を考慮した上で、識別力の有無について判断する。

（1）図形が明らかに識別力を有しない場合

位置商標を構成する標章が○、△、□等の極めて簡単で、かつ、ありふれた図形のみからなる場合には、商第3条第1項第5号に該当する。

（2）図形が識別力を有すると認められる可能性がある場合

位置商標を構成する標章が（1）に該当しない図形からなる場合であって、位置商標ではなく通常の商標として出願すれば識別力が認められる可能性のある図形であるときには、その図形が商品等のどの位置に付されているかという商標の使用態様を考慮した判断を行うこととする。

例えば、連続反復する地模様を認識させるもの、指定商品と同種の商品のパッケージデザイン（包装の一面に施される装飾）や被服のデザインの一類型として採用し得るものであり、需要者が単に装飾や模様として認識するにとどまるものである場合には、識別力を有しないものとする。

すなわち、単に商品の美感等を発揮するために施された装飾や模様等である

¹ 商標審査基準 第一 五、第3条第1項第3号の4.（1）参照

と需要者に認識される場合には、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標として、原則として、商第3条第1項第6号に該当する。ただし、使用により識別力を獲得していると認められる場合等を除く。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）」の審査基準](#)